

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第19号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|---|------------------------------------|----------------|---|------------------------------------|
| 別表第2（第5条関係） | | | 別表第2（第5条関係） | | |
| 左欄 | 右欄 | | 左欄 | 右欄 | |
| 会計課の出納員 | 物品（警察本部又は所の所掌に係るものを除く。）の出納及び保管 課並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関の所掌に係る次に掲げる会計事務（警察本部会計課の出納員に委任した会計事務を除く。） 1 略 2 略 | | 会計課の出納員 | 物品（警察本部又は所の所掌に係るものを除く。）の出納及び保管 課並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関の所掌に係る次に掲げる会計事務（ <u>住宅課及び警察本部会計課の出納員に委任した会計事務を除く。</u> ） 1 現金（代替証券を含む。）の収納及び保管（歳入歳出外現金に属する源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る住民税の収納及び保管を除く。） 2 入札保証金及び公売保証金の還付 | |
| 警察本部会計課の出納員 | 略 | | <u>住宅課の出納員</u> | <u>住宅課の所掌に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納</u> | |
| 略 | | | 警察本部会計課の出納員 | 略 | |
| 略 | | | 略 | | |
| 別表第3（第5条関係） | | | 別表第3（第5条関係） | | |
| 左欄 | 中欄 | 右欄 | 左欄 | 中欄 | 右欄 |
| 会計課の出納員 | 略 | 児童扶養手当の過誤払による返納金（子ども家庭課の収入取扱員が収納する | 会計課の出納員 | 略 | 児童扶養手当の過誤払による返納金（子ども家庭課の収入取扱員が収納する |
| | 税務課の収入取扱員 | | | 税務課の収入取扱員 | |

| | |
|--------------|--|
| | ものを除く。)、老人・障害者居室等整備資金の償還金(健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。)、 <u>第34条の2第1項第7号に掲げる債権</u> (政策課、港湾課及び高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。) <u>並びに県営住宅の家賃及び駐車場使用料</u> (住宅課の収入取扱員が収納するものを除く。) <u>の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管</u> |
| 略 | |
| 住宅課の収入取扱員 | 第29条第3号に掲げる収入のうち住宅課の所掌に係るもの <u>並びに県営住宅の家賃及び駐車場使用料</u> (<u>税務課の収入取扱員が収納するものを除く。</u>)の収納 |
| 会計課の収入取扱員 | 課並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関の所掌に係る次に掲げる会計事務(警察本部会計課の出納員に委任した会計事務を除く。) 1 略 2 略 |
| 略 | |
| 森林センターの収入取扱員 | 略 |

| | | |
|----------------|--|---|
| | ものを除く。)、老人・障害者居室等整備資金の償還金(健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。) <u>及び第34条の2第1項第7号に掲げる債権</u> (政策課、港湾課及び高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。) <u>の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管</u> | |
| 略 | | |
| 住宅課の収入取扱員 | 第29条第3号に掲げる収入のうち住宅課の所掌に係るものの収納 | |
| 会計課の収入取扱員 | 課並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関の所掌に係る次に掲げる会計事務(<u>住宅課及び警察本部会計課の出納員に委任した会計事務を除く。</u>) 1 略 2 略 | |
| 略 | | |
| | 森林センターの収入取扱員 | 略 |
| <u>住宅課の出納員</u> | <u>税務課の収入取扱員</u> | <u>住宅課の所掌に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納</u> (<u>出納員及び住宅課の収入取扱員が収納するものを除く。</u>) |
| | <u>住宅課の収入取扱員</u> | <u>住宅課の所掌に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納</u> (<u>出納員及び税</u> |

| | | |
|---------------------------|---------------------|---|
| | | |
| 警察本部 会計課の 出納員 | 略 | |
| 略 | | |
| 小豆総合 事務所の 出納員 | 略 | |
| | 小豆総合事務所の収入取扱員 | 小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金（ <u>税務課の収入取扱員が収納するものを除く。</u> ）、家畜人工授精用精液の売払代金、 <u>家畜保健衛生所手数料</u> 、家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料並びに家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書（以下「家畜検査証明書等」という。）の交付手数料の収納 |
| 略 | | |
| 東部家畜 保健衛生 所の出納 員 | 東部家畜保健衛生所の収入取扱員 | <u>家畜保健衛生所手数料</u> 、 <u>家畜検査手数料</u> 、 <u>家畜投薬手数料</u> 、 <u>家畜注射手数料</u> 及び家畜検査証明書等の交付手数料の収納 |
| 西部家畜 保健衛生 所の出納 員 | 西部家畜保健衛生所の収入取扱員 | <u>家畜保健衛生所手数料</u> 、 <u>家畜検査手数料</u> 、 <u>家畜投薬手数料</u> 、 <u>家畜注射手数料</u> 及び家畜検査証明書等の交付手数料の収納（西部家畜保健衛生所西讃支所の収入取扱員が収納するものを除く。） |
| | 西部家畜保健衛生所西讃支所の収入取扱員 | 西部家畜保健衛生所西讃支所の家畜人工授精用精液の売払代金、 <u>家畜保健衛生所手数料</u> 、 <u>家畜検査手数料</u> 、 <u>家畜投薬手数料</u> 、 <u>家畜注射手数料</u> 、 <u>家畜検査証明書等</u> の交付手数料及び行政文書公開手数料等の収納 |
| 略 | | |

| | | |
|---------------------------|---------------------|---|
| | | <u>務課の収入取扱員が収納するものを除く。）</u> |
| 警察本部 会計課の 出納員 | 略 | |
| 略 | | |
| 小豆総合 事務所の 出納員 | 略 | |
| | 小豆総合事務所の収入取扱員 | 小豆総合事務所の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金（ <u>税務課の収入取扱員が収納するものを除く。</u> ）、家畜人工授精用精液の売払代金、家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料並びに家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書（以下「家畜検査証明書等」という。）の交付手数料の収納 |
| 略 | | |
| 東部家畜 保健衛生 所の出納 員 | 東部家畜保健衛生所の収入取扱員 | 家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料及び家畜検査証明書等の交付手数料の収納 |
| 西部家畜 保健衛生 所の出納 員 | 西部家畜保健衛生所の収入取扱員 | 家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料及び家畜検査証明書等の交付手数料の収納（西部家畜保健衛生所西讃支所の収入取扱員が収納するものを除く。） |
| | 西部家畜保健衛生所西讃支所の収入取扱員 | 西部家畜保健衛生所西讃支所の家畜人工授精用精液の売払代金、家畜検査手数料、家畜投薬手数料、家畜注射手数料、家畜検査証明書等の交付手数料及び行政文書公開手数料等の収納 |
| 略 | | |

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。